

八千代市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、八千代市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を千葉県八千代市大和田新田477番地106「八千代市子ども支援センターすてっぷ21 大和田」内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、八千代市の区域内において育児の援助（以下「育児支援」という。）及び産後の支援（以下「産後支援」という。）を行うことを希望する者（以下「協力会員」という。）と育児支援と産後支援を受けることを希望する者（以下「依頼会員」という。）を登録し、会員相互による育児支援と産後支援の援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することにより、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援の環境整備を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 援助活動の調整に関する業務
- (3) 援助活動の研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほかセンターの目的の達成に必要な業務

(代表者)

第5条 センターに代表者を置き、「八千代市子ども支援センターすてっぷ21 大和田」所長の職にある者をもって充てる。

(アドバイザー)

第6条 センターに、ファミリー・サポート・センター指導員（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、第4条に規定するセンターの業務に関する事務を行う。

3 アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役として地域リーダーを選任する。

(会員及び会員の心得)

第7条 会員は、次に掲げる各号を厳守することとする。

- (1) 会員は、センターの趣旨を理解し、承認を得た者とする。
- (2) 会員は、会の目的に基づいて誠実に援助を行う。
- (3) 会員は、相互に援助活動を行う。
- (4) 会員は、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行ってはいけない。
- (5) 会員は、援助活動により知り得た他人の家庭等のプライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。

2 会員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 市内に居住していること（依頼会員にあっては、市内に勤務する者を含む。）
- (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 協力会員にあっては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。

(4) 依頼会員にあっては、原則として依頼会員と同居している小学校4年生以下の児童（以下「児童」という。）を養育していること。

3 協力会員と依頼会員は、これを兼ねることができ、名称を両方会員とする。

(入会)

第8条 入会するには、入会申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し、当該会員に対し八千代市ファミリー・サポート・センター会員登録通知書を交付するものとする。

3 協力会員は、援助活動を行う前にセンターが実施する研修を受講しなければならない。

4 センターは、前項の研修を受講した協力会員に会員証を交付するものとする。

(八千代市ファミリー・サポート・センター運営委員会)

第9条 八千代市ファミリー・サポート・センター運営委員会とは、アドバイザー、地域リーダー等により構成し、会員の研修、親睦のための行事等を企画、運営するものとする。

(登録の変更)

第10条 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、変更届をセンターに提出しなければならない。

(保険)

第11条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険（会員傷害保険・賠償責任保険・子ども傷害保険・子ども加害保険）に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、市が負担する。

3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合には、直ちにセンターに報告し、当事者である会員相互で解決するよう努める。

4 会員の事故に伴う賠償責任は、ファミリー・サポート・センター補償保険の補償範囲内で行うものとする。

(退会)

第12条 会員が退会するときは、その旨をセンターに伝え、退会届を提出しなければならない。

2 会員は、退会に際して、会員証その他センターが指示する書類を返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第13条 協力会員による育児支援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 保育園、幼稚園、小学校及び学童保育所等（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで児童を預かること。

(2) 保育施設等の終了時間後、児童を預かること。

(3) 保育施設等と育児支援を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。

(4) 保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に終日児童を預かること。

(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、児童を預かること。

(6) 買い物等の外出の際、児童を預かること。

(7) これから働きに出るための講習会への参加や就職活動の時に児童を預かること。

(8) 育児疲れなどでリフレッシュしたいときに、一時的に児童を預かること。

(9) その他、仕事と育児の両立のために必要な時、児童を預かること。

(10) 児童が病気の場合などは、原則として預からないものとする。

(11) 児童の宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの。

(13) その他の育児支援に関わること。

2 協力会員による産後支援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 出産の日の翌日から8週間（多胎の場合にあっては、16週間）を経過する日までの間にある母親の自宅で行う次の援助及び乳児の健診（2人以上の乳児が同時に健診を受ける場合に限る。）のために外出する母親の付添いを行うこと。

ア 食事の準備及び後片付け

イ 掃除

ウ 洗濯

エ 生活必需品の買い物

オ 乳児の入浴の補助

カ 2人以上の乳児がいる場合の当該乳児の授乳、おむつ交換及び着替えの補助

(2) 原則として午前9時から午後5時までとし、1日当たり2時間までとする。

(3) 上記以外の時間を必要とする場合については、依頼会員及び協力会員が合意すればこの限りではない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの。

3 育児支援の実施場所は、会員の自宅、子ども支援センター、地域子育て支援センター等の子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意によって決定する。

(2) 産後支援の実施場所は、乳児健診による付添を除き、依頼会員の自宅とする。

4 依頼会員宅における育児支援の大人在宅は、両会員の合意によって決定する。

(援助活動の時間)

第14条 援助活動は1時間を単位とし、1時間を超える場合は30分を単位とする。

2 援助活動は、対象児童を協力会員が預かったときから、依頼会員または依頼会員から委任を受けた者へ引き渡したとき

3 協力会員が移動を伴う援助活動の場合は、協力会員の移動時間も援助時間とみなす。

(援助活動の実施方法)

第15条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対し、原則として、必要とするその7日前までにその申込みをするものとする。

2 アドバイザーは、前項の申込みを受けたときは、依頼会員が希望する援助活動の内容、日時を確認し、協力会員との調整を行うものとする。

3 アドバイザーは、前項の規定による調整を行ったときは、援助依頼受付簿を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

4 協力会員と依頼会員は、アドバイザーの立会いのもと十分な事前打合せを行わなければならない。

5 協力会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受け、翌月の10日までにアドバイザーに提出しなければならない。

(援助活動の時間に対する謝礼等)

第16条 依頼会員は、援助活動を受けたときは、当該援助活動が終了した後直ちに育児支援においては子ども1人につき、産後支援においては援助活動1回につき別表に定める謝礼の額及び実費を協力会員に支払わなければならない。支払い方法については、両会員の合意によって決定する。

2 依頼会員は、援助活動を受けることを取り消したとき（援助活動を受けようとする日の前日までに取消の申出をしたときを除く。）は、別表に定める取消料を翌日までに協力会員の自宅を訪問し、支払わなければならない。

附 則

この会則は、平成12年10月1日から施行する。

平成15年4月1日	〃
平成18年4月1日	〃
平成21年4月1日	〃
平成26年4月1日	〃
平成29年4月1日	〃
令和 2年4月1日	〃
令和 6年1月15日	〃
令和 6年6月1日	〃

別表 (第15条第1項・第2項)

1 援助活動に係る謝礼

利用時間	謝礼の額 (1時間当たり)
月曜日から金曜日までの午前7時から午後8時までの間	700円
土曜日、日曜日、祝休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日と、上記以外の時間	900円

2 実費

区分	額
食事等に要した費用	年齢に応じてセンターで決定した額
公共交通機関又はタクシーを利用した場合の交通費	その実費
協力会員の自家用車を利用した場合の交通費	ガソリン代等に応じてセンターで決定した額

3 取消料

取消しの申出をした時間	取消料の額
援助活動開始時間の1時間以上前まで	援助活動の開始時間の属する区分の1時間当たりの謝礼の額
上記の時間以降 (申出がなかったときを含む。)	援助活動を受けようとした時間に係る謝礼の額の全額